

未定稿 (R8. 1. 20時点)

生乳需給安定クロスコンプライアンス 説明会

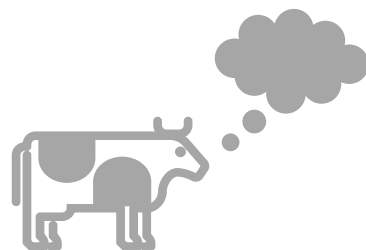
令和8年1月

農林水産省
畜産局

～ 目次 ～

I	クロスコンプライアンス導入経緯	・・・ 2
II	クロスコンプライアンス制度の概要	・・・10
III	クロスコンプライアンス要件の確認フロー	・・・19

I クロスコンプライアンス導入経緯

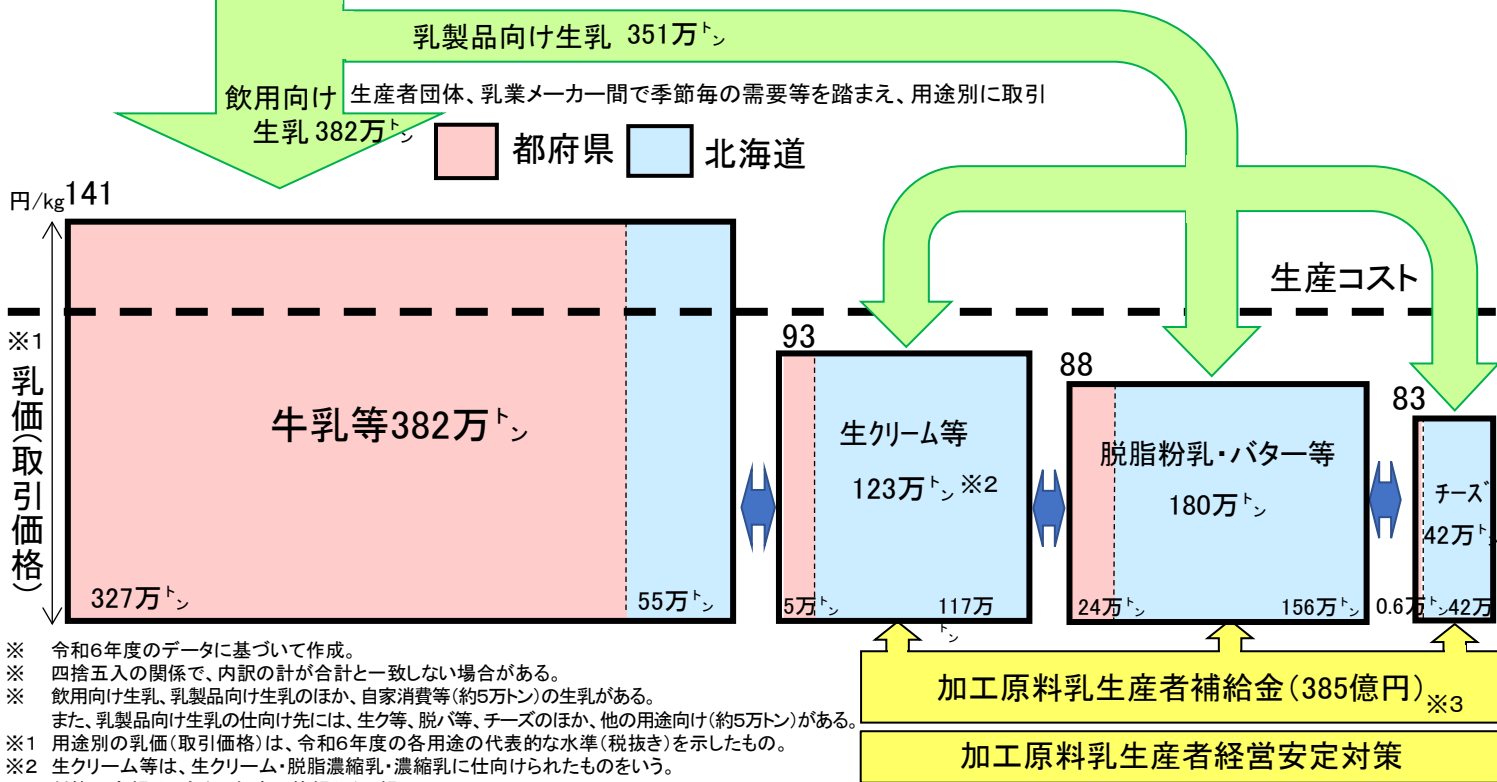


生乳の需給構造

- ・ 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- ・ 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- ・ 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

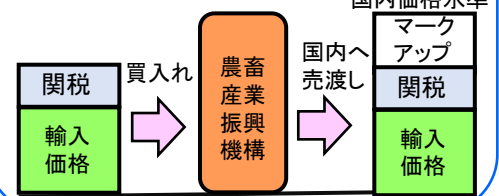
国内の生乳生産量(令和6年度) 737万トﾝ(北海道426万トﾝ、都府県311万トﾝ)

輸入乳製品 442万トﾝ



乳製品の国家貿易制度

(独)農畜産業振興機構が、売買同時契約方式(SBS方式)を基本としてバター・脱脂粉乳・ホエイ等を買入れ、売り渡し。



関税割当品目	国家貿易	〔自由化品目〕
学校給食用脱脂粉乳等	バター・脱脂粉乳・ホエイ等	チーズ 328.8万トﾝ
53.5万トﾝ	17.8万トﾝ	その他 41.9万トﾝ (アイスクリーム等)

※ 令和6年度のデータに基づいて作成。
 ※ 四捨五入の関係で、内訳の計が合計と一致しない場合がある。
 ※ 飲用向け生乳、乳製品向け生乳のほか、自家消費等(約5万トﾝ)の生乳がある。
 また、乳製品向け生乳の仕向け先には、生クリーム等、脱脂粉乳等、チーズのほか、他の用途向け(約5万トﾝ)がある。
 ※1 用途別の乳価(取引価格)は、令和6年度の各用途の代表的な水準(税抜き)を示したもの。
 ※2 生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
 ※3 対策の金額は、令和7年度予算額(所要額)。

※令和6年度のデータに基づいて作成。
 ※ 輸入数量には飼料用を除く。
 ※ 生乳換算数量。

生乳の用途別取引と需給調整の考え方

- **乳価の安定と牛乳の安定供給のためには、用途別取引を前提に牛乳需要に合わせて生乳を乳製品に仕向ける（需給調整）とともに、不測の変動分にも対応できる乳製品生産能力の確保・維持が重要。**
- 牛乳の市場環境は、これまで、この需給調整の枠組みが支えてきた。

・牛乳は、**保存性が低く、様々な要因で供給過剰と価格暴落が起こりやすい。**

〔例えば、冬だけでなく、冷夏でも需給が緩和。災害による供給網の乱れでも余剰が発生。また、今後の人口減の影響も懸念。〕
更に、酪農生産体制構築に3～5年以上必要。〕

・昭和40年代以降、**生産者向けの乳価を安定させ、消費者に牛乳を安定供給する枠組みが徐々に確立。**

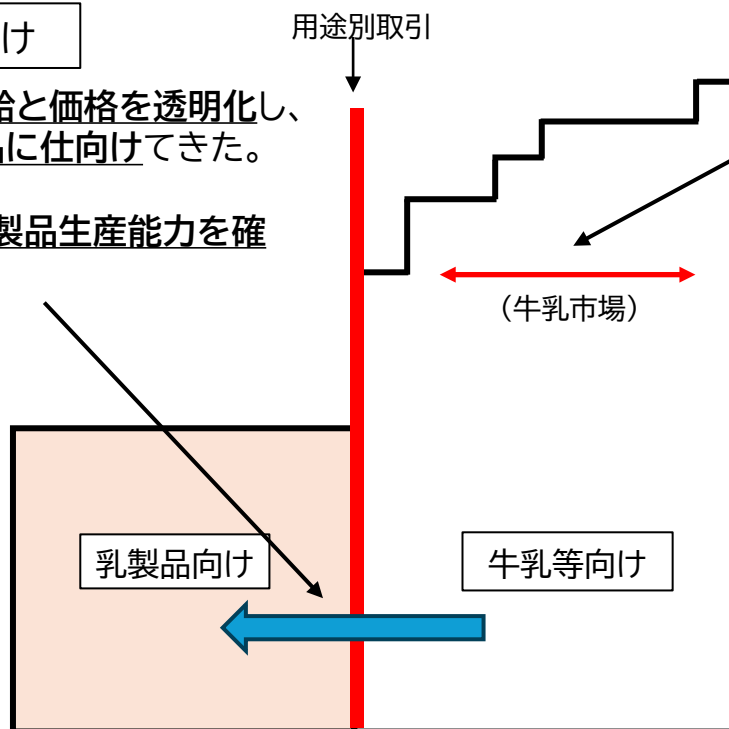
①牛乳の需給調整としての乳製品仕向け

・これまで、①用途別取引により牛乳の需給と価格を透明化し、
②その牛乳需給に合わせて生乳を乳製品に仕向けてきた。

・今後も、**不測の変動分にも対応できる乳製品生産能力を確保・維持することが重要。**

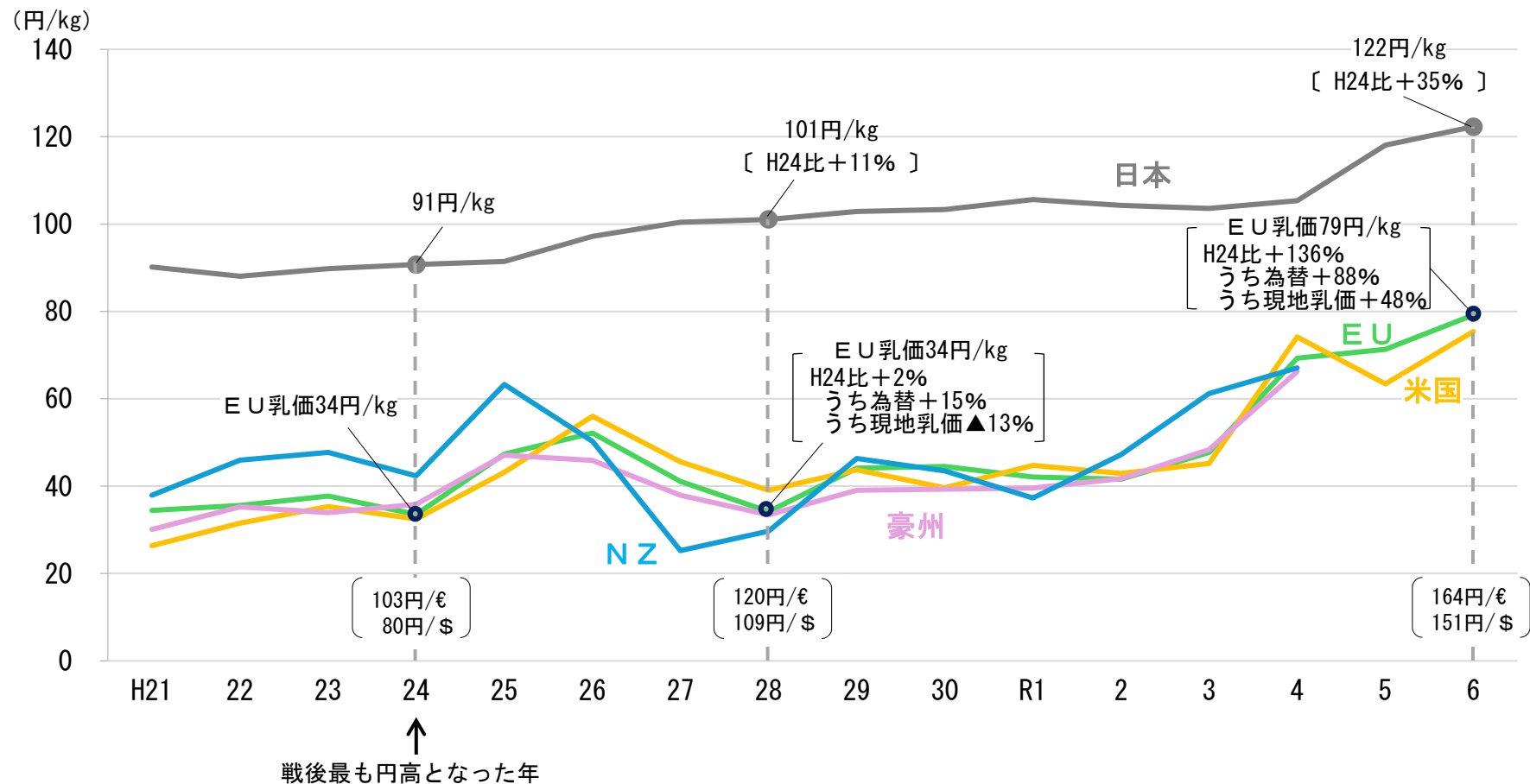
②牛乳の市場環境

・これまで、**牛乳という商品の市場環境は、牛乳及び酪農の性質を踏まえた、供給過剰と価格暴落を防ぐための左記の枠組みが支えてきた。**



主要輸出国と日本の生乳価格の推移

○ 主に為替が大きく影響するものの、**主要輸出国と日本の生乳価格には、依然として、差がある**。例えば、現時点で**主要輸出国の生乳価格は上昇傾向にあるものの、その要因としては現地乳価の上昇よりも為替効果の影響が大きい**。

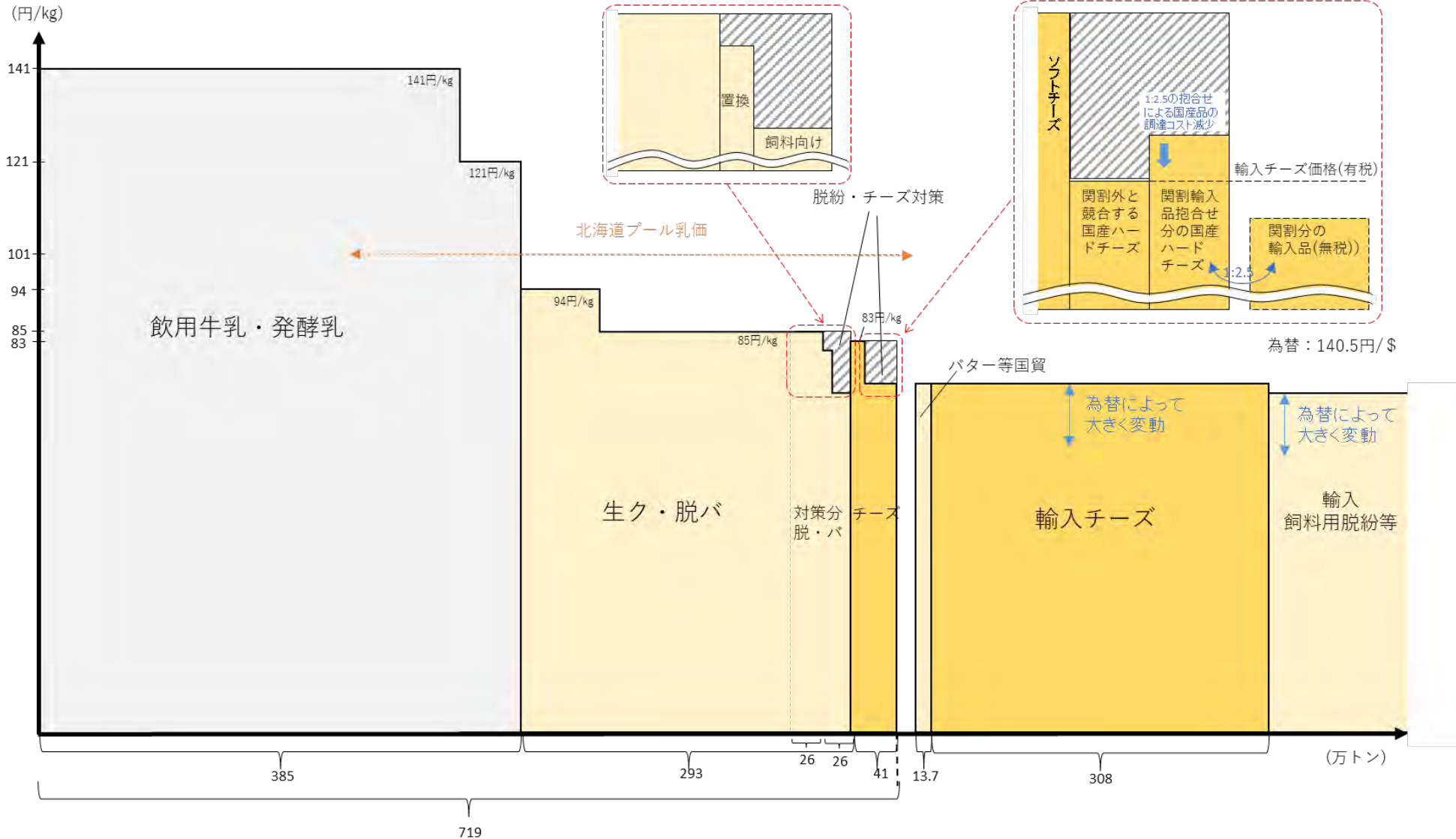


※以下の国ごとのデータを当該年の為替相場場で円換算

- ・ EU、米国 : H21~24年は国際酪農連盟 (IDF) データ、H25年以降はALIC「海外統計資料」を使用。年次整理。
- ・ 豪州、NZ : IDFデータを使用。各年の期間は7月~6月。
- ・ 日本 : 農作物価統計 (全国総合乳価) を使用。年度整理。R6年度は4~12月データ。

牛乳乳製品需要と取引価格(令和5年度)

- 国産乳価を前提とした需要量を超えると、処理不能乳が生じるか、又は、処理できても、必ず、輸入乳製品の価格と直接競合することになる。
- このため、例えば、コロナ禍以降過剰となった脱脂粉乳については、生産者団体と乳業が全国で協調した対策(値下げ)により対応してきた。



脱脂粉乳在庫低減対策の概要

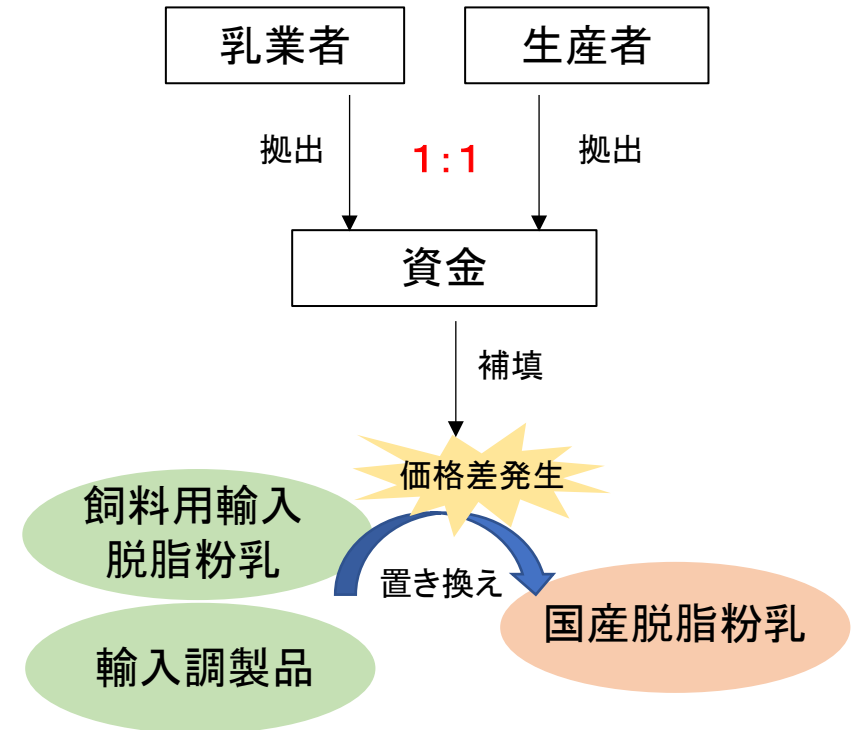
○令和4年度から、全国の生産者、乳業者が協調して資金を拠出し、国産脱脂粉乳の飼料転用や輸入調整品との置換えといった在庫低減対策を実施。国も取組を支援。

＜令和4年度の実施内容＞

(令和3年度酪農・乳業意見交換会の議論の取りまとめ抜粋)

在庫削減品目	脱脂粉乳のみ
在庫削減量	令和3年度末在庫とコロナ前(令和元年度末)の水準との差(R3.11時点の見込み値は約2万t)
在庫解消方法	飼料転用及び輸入調製品との置き換え等
応分の拠出	全国の生産者、乳業者で等分に取り引乳量に応じて拠出することを基本とする(本対策の利用量に応じた拠出含む)

＜在庫対策の考え方＞



	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
拠出単価	45銭	40銭	35銭	15銭

生産者向け乳価を安定させ、酪農産業を支えるとともに、 消費者に牛乳を通年安定供給するために避けられない取組

- 1 個体乳量の季節変動に応じた、**生乳の年間安定取引**。
- 2 牛乳の投げ売りを防止するための、不需要期を中心とする**加工仕向け先の確保・拡充**。
用途別取引を前提として、牛乳仕向けで生じる余乳は加工に仕向けることが原則。
- 3 脱脂粉乳・バターの跛行性や牛乳の消費減少等の構造問題についての対応。**全国的な対
策への関係者の参加**。



全国的な見地から必要な生産者・事業者の取組については、国の様々な政策ツールを通じ
て促していく。

改正畜安法施行後の状況を踏まえた需給調整の在り方等に係る対応状況

- ・生乳流通をめぐる状況の変化や現場の声を踏まえ、①畜安法における更なる規律の強化に向けた検討、②生乳流通事業者間での情報交換の積み重ね、③牛乳需給の安定のために全国的に必要な取組についての酪肉近への反映等。

課題

対応

(1) 畜安法における新たな規律の強化に向けた検討

- ・需給緩和時にも指定団体は「正当な理由」がある場合を除き、生産者からの生乳取引の申出を拒むことができない。

- ・翌年度の出荷予定数量を増やす旨の申し出が遅く、集荷者が売り先の確保に困る
- ・**季節変動を織り込んだ年間出荷契約**に反して期中に出荷先に変更される
- ・生産量に比して一部集荷者に対してのみ出荷量を少なくされると、その少量集荷者が相対的にコスト高になる

- ・早期の申出期限を設定可能とする（令和6年4月省令改正）
- ・契約違反の場面を明確化し、繰り返しの契約違反で申出拒否を可能とする（令和7年4月省令改正）
- ・引き続き、当事者が一定納得する客観的なデータに基づく規律が可能なのか模索

(2) 系統及び系統外との需給調整に関する情報交換会の積み重ね

- ・生乳流通の多様化が進んだことにより、「需給の見通しが立てにくくなっている」、「需給調整が難しくなっている」との声。
- ・これまで情報交換会を11回開催

- ・投げ売り防止のための**加工仕向け先の確保・拡充**

- ・脱脂粉乳在庫の低減等、**全国的に必要な取組へのすべての関係者の参加**

- ・需給調整施設の整備を支援する事業を創設（令和6年度補正予算～）

- ・**全国的に必要な取組への参加・拠出を、主要な補助事業の交付要件とする措置（クロス・コンプライアンス）を段階的に導入中（令和7年4月以降）**
- ・全生産量に対する拠出比率は着実に向上

(3) 酪肉近への反映

(1)・(2)の内容は、令和7年4月の酪肉近にも記載済み

Ⅱ クロスコンプライアンス制度の概要



目的

- 牛乳乳製品の需要拡大等による生乳需給の安定は、我が国酪農・乳業の発展に重要。
- 牛乳乳製品の需要低迷といった全国的な課題への対応による生乳需給の安定は、酪農・乳業に携わる全ての方に裨益するものであり、幅広い関係者の参加が必要。(さもないと一部の酪農家等にその負担が偏ることに)
- 現在、多くの酪農家、乳業者が参画し、過剰な脱脂粉乳在庫の低減を図る全国協調の取組が進められており、このような民間の取組を後押しすることを目的。

生乳需給クロスコンプライアンスの概要

- 主要な酪農関係の補助金等の交付を受ける場合に、全国的な生乳需給安定のための取組に対して拠出していることを要件とするもの。
- 令和7年度から、主要な酪農関係の補助事業に段階的に導入。

対象となる補助事業

今後、以下のすべての事業を対象に
拠出実績の確認を行います

- ①国産チーズ生産奨励等事業
- ②生乳流通改善緊急事業(同特別対策事業を含む)
- ③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業(同特別対策事業を含む)
- ④中小酪農等対策事業
- ⑤生乳暑熱対応推進緊急対策[追加]
- ⑥乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ⑦飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業(工サ活事業)[追加]
- ⑧畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
- ⑨ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)
- ⑩酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)

注1:①～⑤及び⑩が(独)農畜産業振興機構、⑥～⑨が農林水産省が実施する事業。

注2:これらの事業は生乳需給安定クロスコンプライアンスを導入する予定の事業を記載しているもの。将来の予算措置を決定しているものではない。

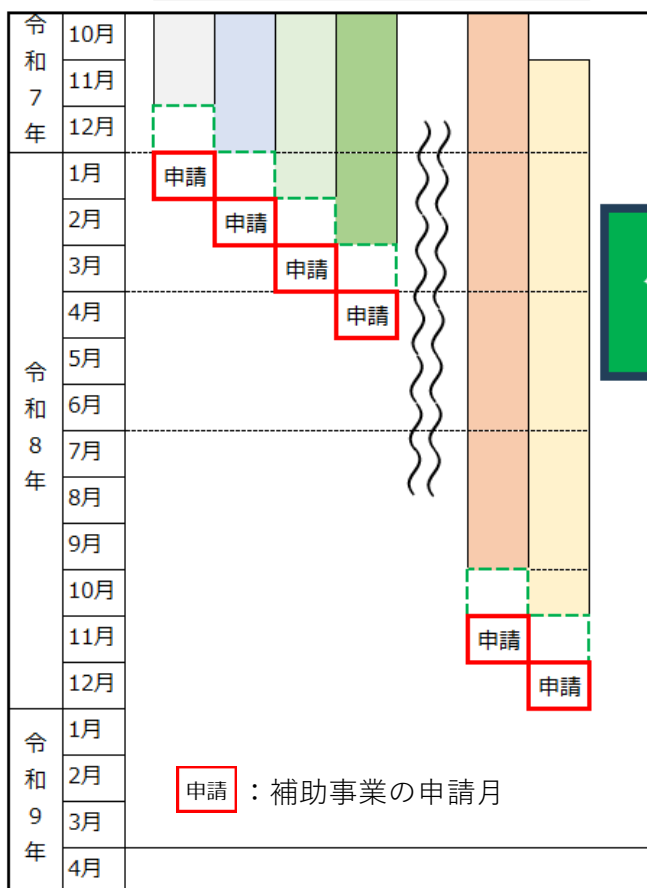
クロスコンプライアンスの運用見直しについて

○昨年実施した説明会からの変更点は以下の点です。

見直し前の要件

前々**月**までの12か月間の
全ての取引乳量への拠出

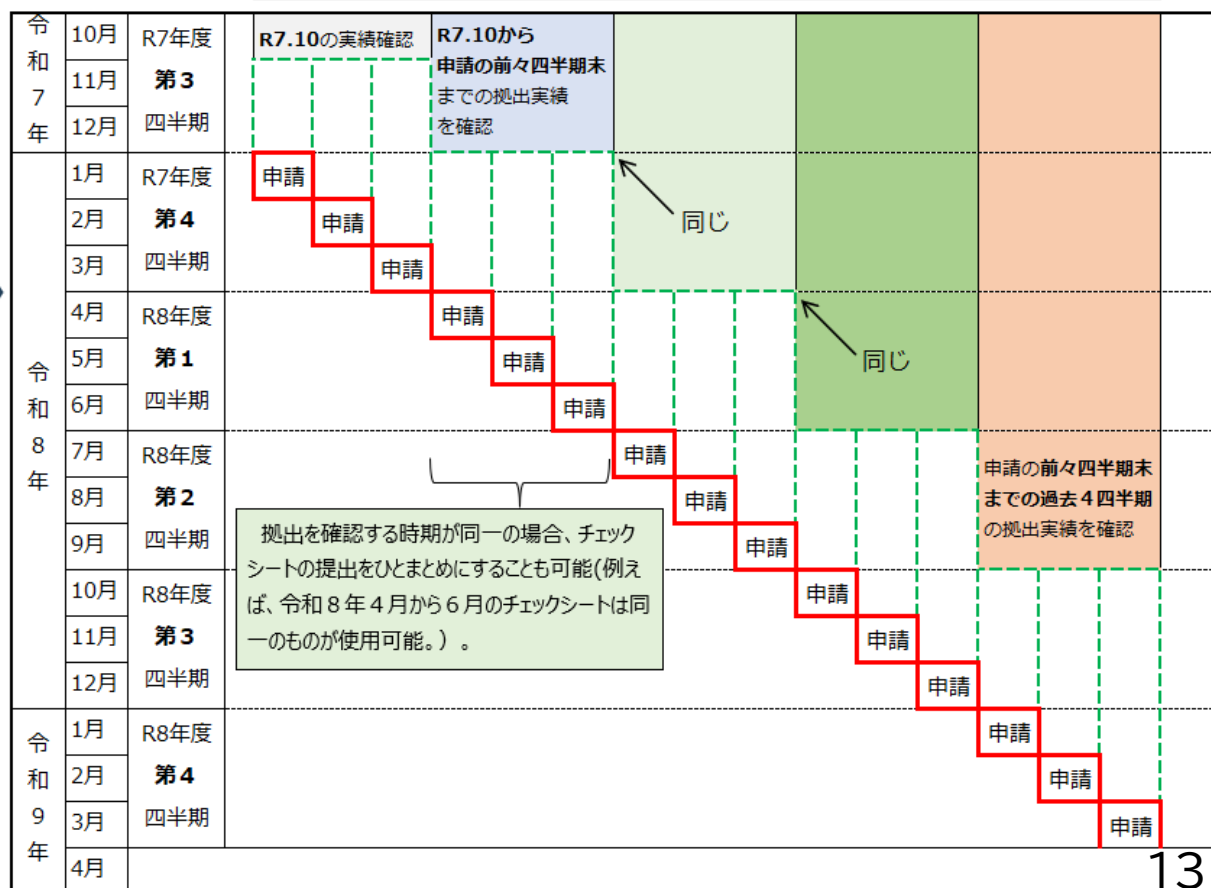
見直し前（月単位での申請・確認）



見直し後の要件

前々**四半期**までの12か月間の
全ての取引乳量への拠出

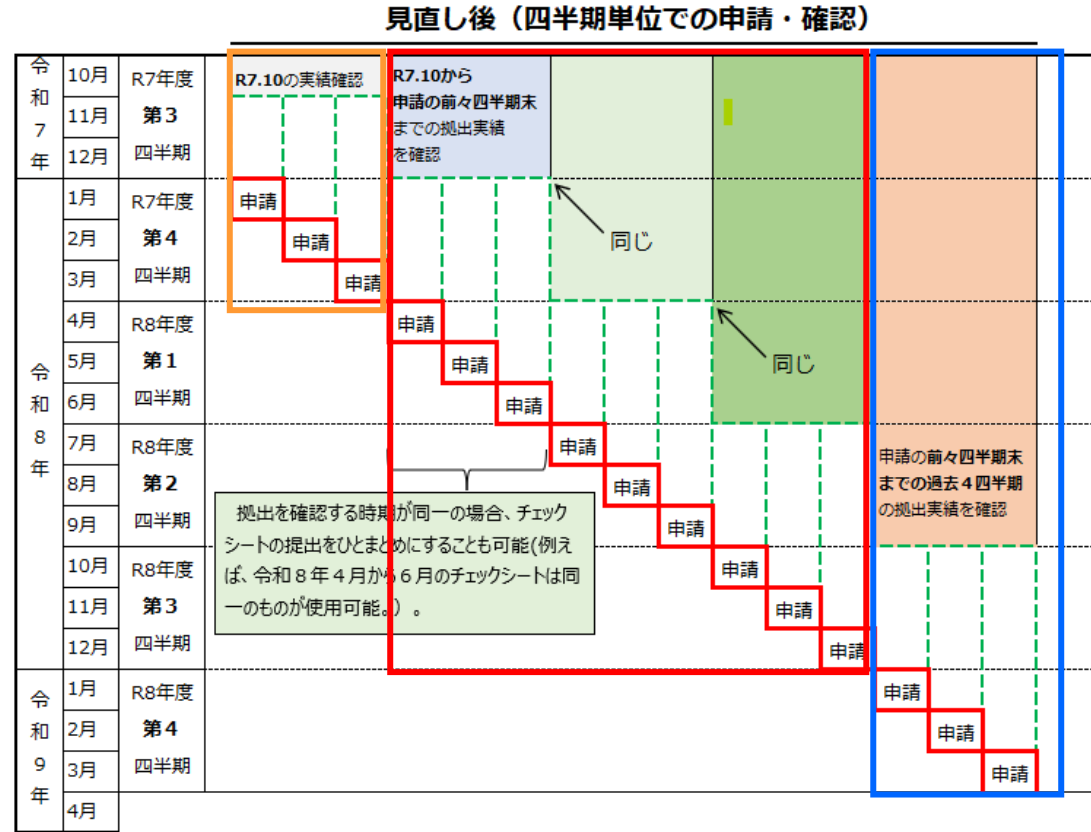
見直し後（四半期単位での申請・確認）



令和8年1月以降の拠出要件

要件：
 補助事業の申請月の属する四半期の前々四半期までの12か月分の全ての取引乳量に基づき、継続して拠出金を拠出していること
 (右図の青枠部分)

- ※ただし、
- ① 令和8年1月から3月までに申請する場合には、令和7年10月のみ、
 (右図のオレンジ枠部分)
 - ② 令和8年4月から12月までに申請を行う場合は令和7年10月から申請月の前々四半期末までの期間の全ての取引乳量に基づき継続して拠出していることが要件
 (右図の赤枠部分)



➡ 機械導入・施設整備の事業については、申請後も拠出要件が課されます(次のページ)

取引乳量の全量に対して、拠出されている方は自ずと要件を満たすため、細かく要件を心配する必要はありません。

「申請後の拠出実績」が求められる事業の取扱い

・対象の補助事業：**以下の3つの事業**

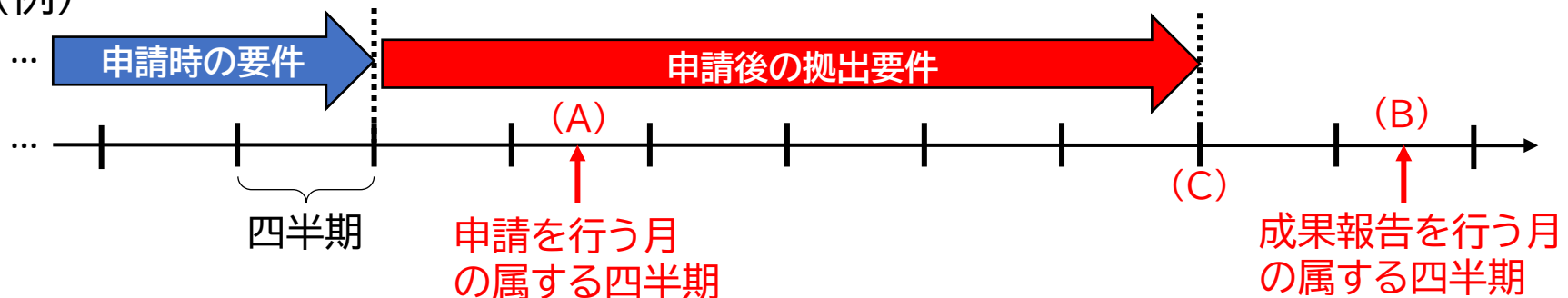
- ⑧畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
- ⑨ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)
- ⑩酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)

・要件：**補助事業の申請を行った月の属する四半期(A)の前四半期以降、各補助事業に規定する成果報告を行う月の属する四半期(B)の前々四半期(C)まで継続して拠出していること**

又は

補助事業の要綱・要領等に規定される期間に継続して拠出していること

(例)

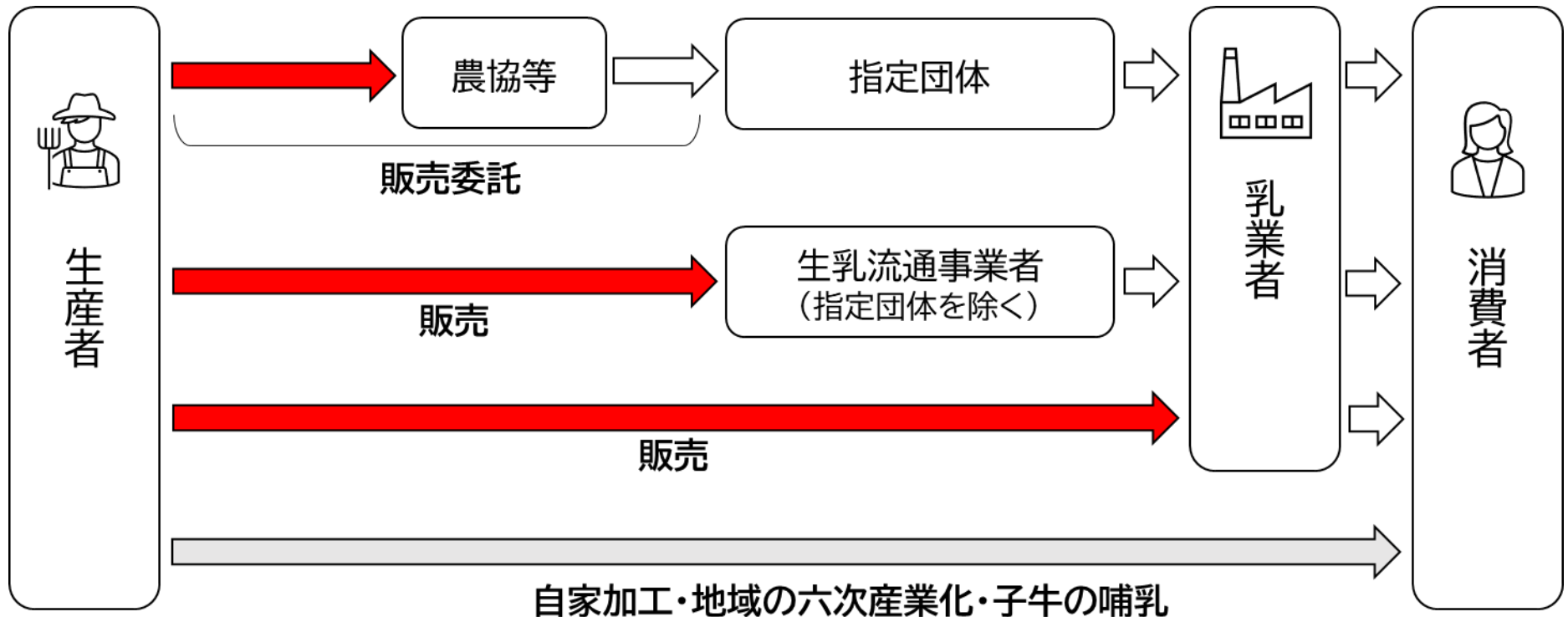


→施設や機械導入後、一定期間拠出を継続しないと、補助事業の要件違反に該当

全ての取引乳量とは①

「全ての取引乳量」とは

- 生乳流通事業者や乳業者に委託販売又は販売を行った全ての乳量です。
- ただし、自家消費等(自家加工・地域の六次産業化・子牛の哺育)、沖縄県及び伊豆諸島で生産された生乳は、全国の生乳需給に与える影響が限定的なことから、対象数量から除外します。



全ての取引乳量とは②

取引生乳の一部については拠出しているが、拠出要件を満たすのか

全ての取引乳量に応じて拠出していなければ、要件を満たしているとは言えません。

「自家加工」とは何か。

酪農経営体が自らが所有する施設で牛乳乳製品を製造する行為を指します。乳業者に製造委託をする場合や酪農経営体と資本関係がある別法人が製造する場合は自家加工に含みません。

また、事業者へ生乳を販売委託又は販売した後、当該生乳を買戻し、自らの牛乳乳製品製造に利用する場合は、生乳取引があるため拠出の対象とします。

「地域の六次産業化の取組」とは何か。

酪農経営体が、同一の地域内にある小規模な加工施設(チーズ工房等)に生乳を販売する場合です。

この「小規模な加工施設」とは、生乳の処理能力が日量3トン以下の加工施設を指します。

補助金申請時に必要期間の拠出金の納付を行っていなかった場合

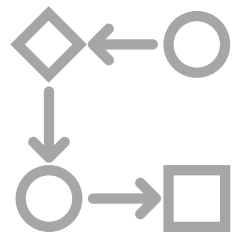
補助金の交付を受けることができません。

ただし、

速やかに、要件を満たすように拠出金を遡及的に納付し、
そのことを、担当部局又は事業実施主体等が、資料により確認できた場合は、
補助金の交付を受けることが可能です。

ただし、**その場合でも、補助事業の申請期限には注意**してください。
(補助事業の申請期限を延長するものではありません。)

Ⅲ クロスコンプライアンス要件の確認フロー

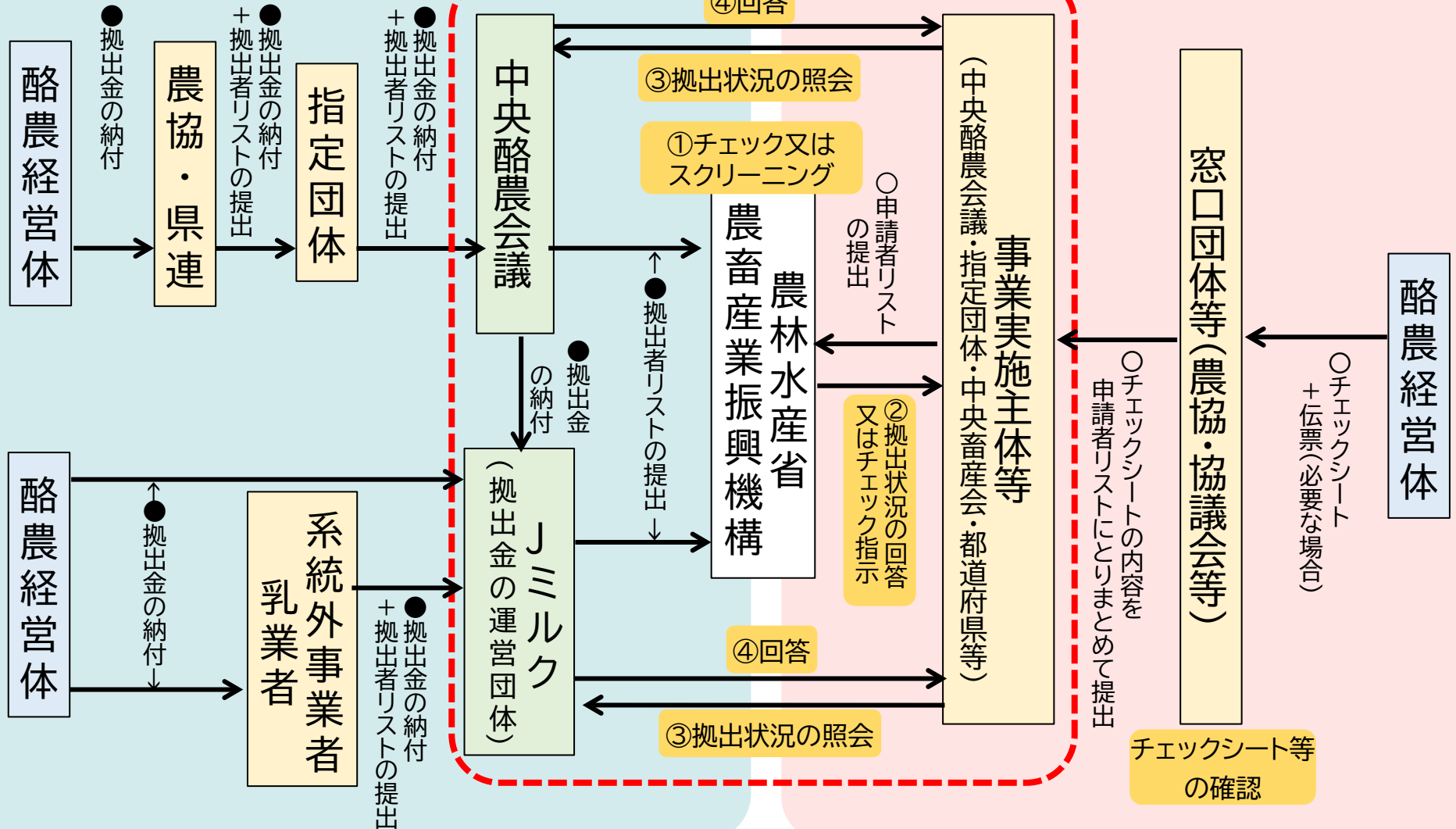


生乳需給クロスコンプライアンスの要件の確認フロー

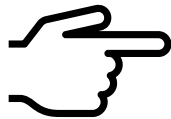
拠出金納付上の手続き

連携して事業申請者の拠出状況を確認

補助事業上の手続き



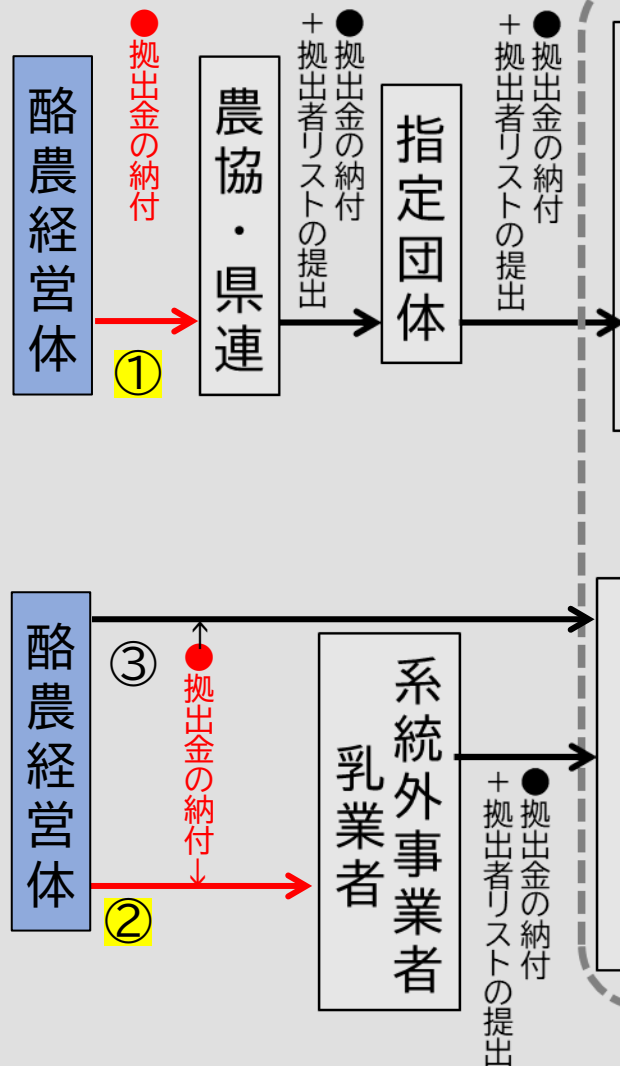
Ⅲ－1 拠出金納付上の手続き



- 生産者の方は**P23**へ
- 農協・県連・指定団体の方は**P25**へ
- 系統外事業者・乳業者の方は**P26**へ

拠出金納付上の手続き(酪農経営体)

拠出金納付上の手続き



酪農経営体

① 指定団体を通じて納付する場合

- ・指定団体等が定める方法により拠出の手続きを執ってください。
- ・拠出金は乳代から控除されるため、酪農経営体が拠出金の納付手続きを執る必要はありません。

② 系統外事業者、乳業者に納付する場合

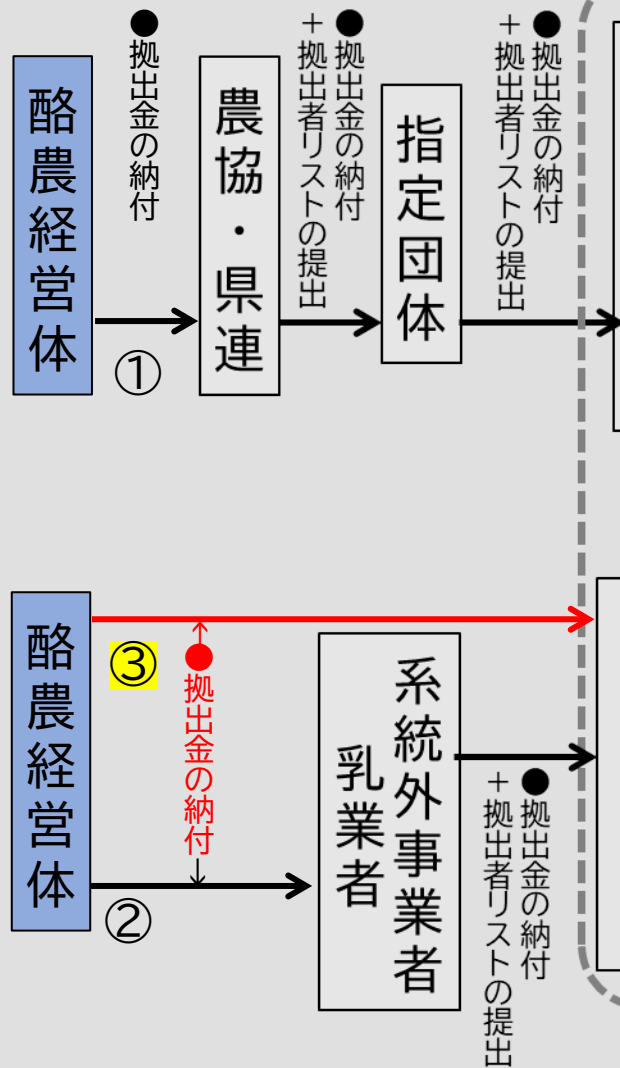
- ・(初めて拠出する場合)取引先の事業者を通じて、Jミルクへ拠出の同意書を提出してください(Jミルク要領 別紙1)。
- ・取引先の事業者へJミルクへの拠出金の納付を委託できるか、当該事業者への拠出金の納付方法(控除するか、別に納付するか)は、事業者にお問い合わせください。

※ 拠出金は、酪農経営体が負担することが原則ですが、事業者が立替払や第三者納付(肩代わり)する場合でも、当該酪農経営体が納付したものとみなすことができます。

(手続きの詳細はJミルクへお問い合わせください。)

拠出金納付上の手続き(酪農経営体)

拠出金納付上の手続き



酪農経営体

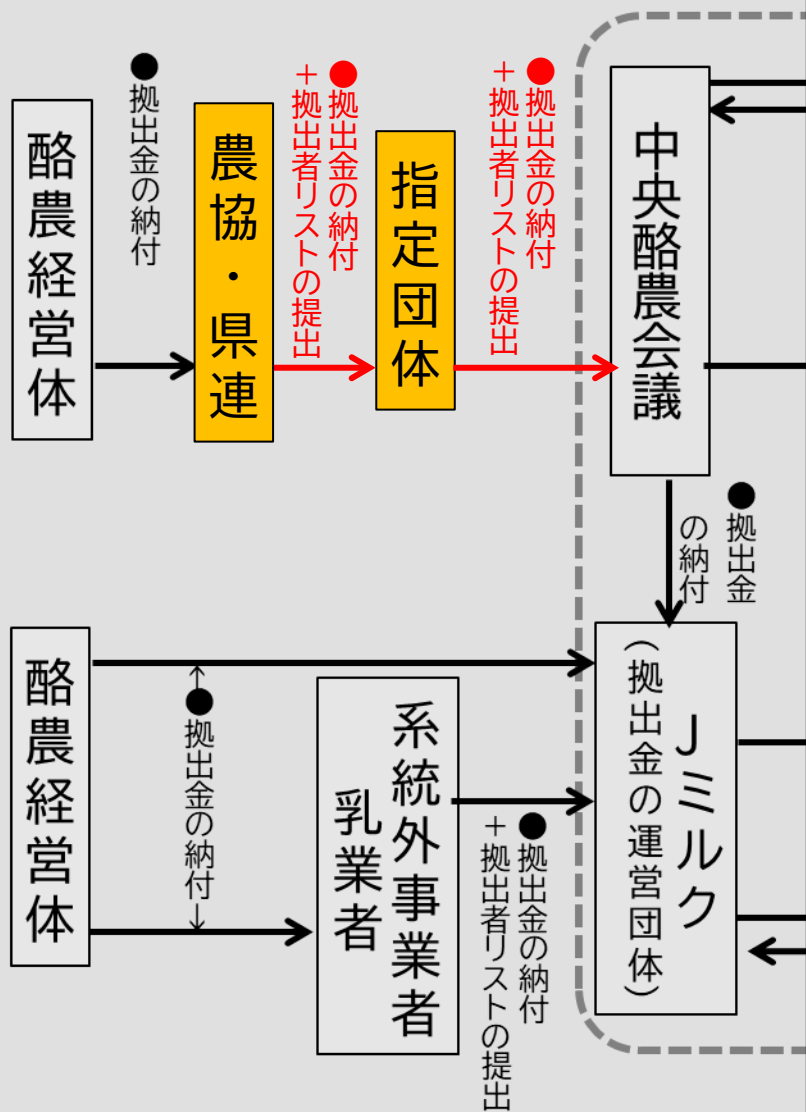
③ Jミルクに直接拠出金を納付する場合

- 1 (初めて拠出する場合) **Jミルクに直接同意書を提出**してください(**Jミルク要領 別紙1**)。
- 2 毎月、**Jミルクと取引乳量の確認**を行うとともに拠出金を納付してください。(Jミルク要領 別紙様式1)

(手続きの詳細はJミルクへお問い合わせください。)

拠出金納付上の手続き(農協・県連・指定団体)

拠出金納付上の手続き



農協・県連 (酪農経営体との生乳取引の窓口)

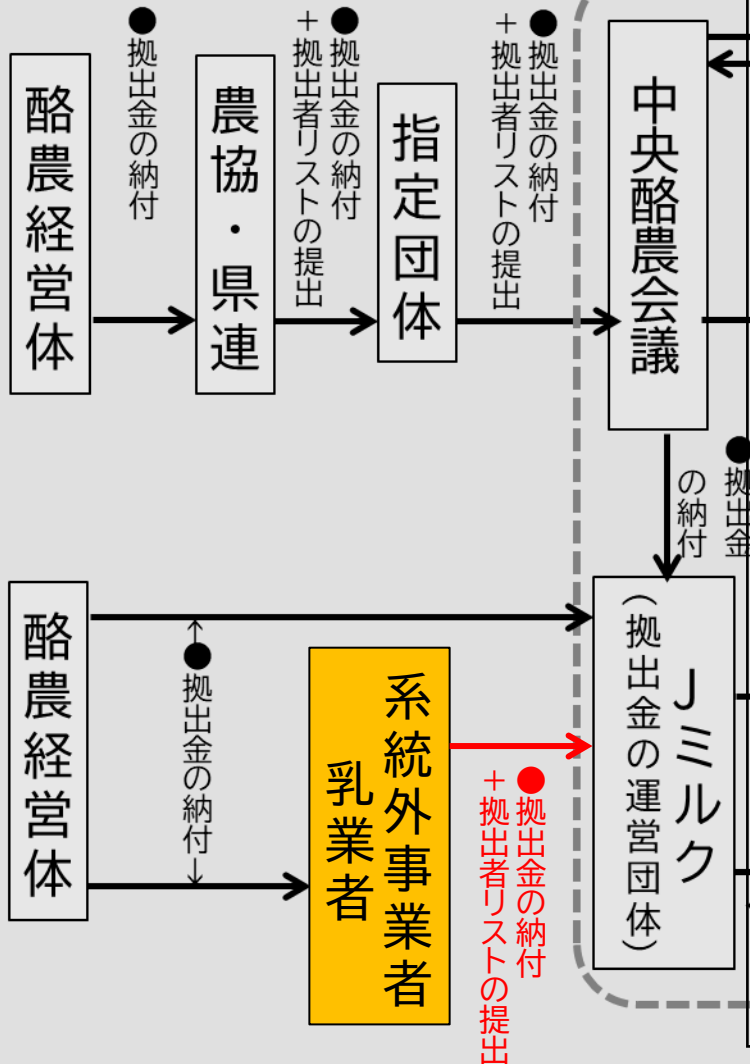
- 1 酪農経営体の情報を、**拠出者リスト**にとりまとめて、**指定団体に提出**してください。(Jミルク要領に準じて指定団体等が別に定める様式)
- 2 拠出金は、乳代から控除されます。

指定団体

- 1 農協等から提出された**拠出者リスト**をとりまとめて、**中央酪農会議に提出**してください。(Jミルク要領に準じて指定団体等が別に定める様式)
- 2 酪農経営体の**拠出金を中央酪農会議に納付**してください。

拠出金納付上の手続き(系統外事業者、乳業者等)

拠出金納付上の手続き



系統外事業者、乳業者

- 1 酪農経営体の拠出状況を、**拠出者リスト**にとりまとめて、**Jミルクへ提出してください。**
(Jミルク要領 別紙様式2、別添)
- 2 毎月、Jミルクと各酪農経営体との取引乳量を確認の上、**拠出金をJミルクに納付**してください。

Ⅲ－２ 補助事業申請上の手続き

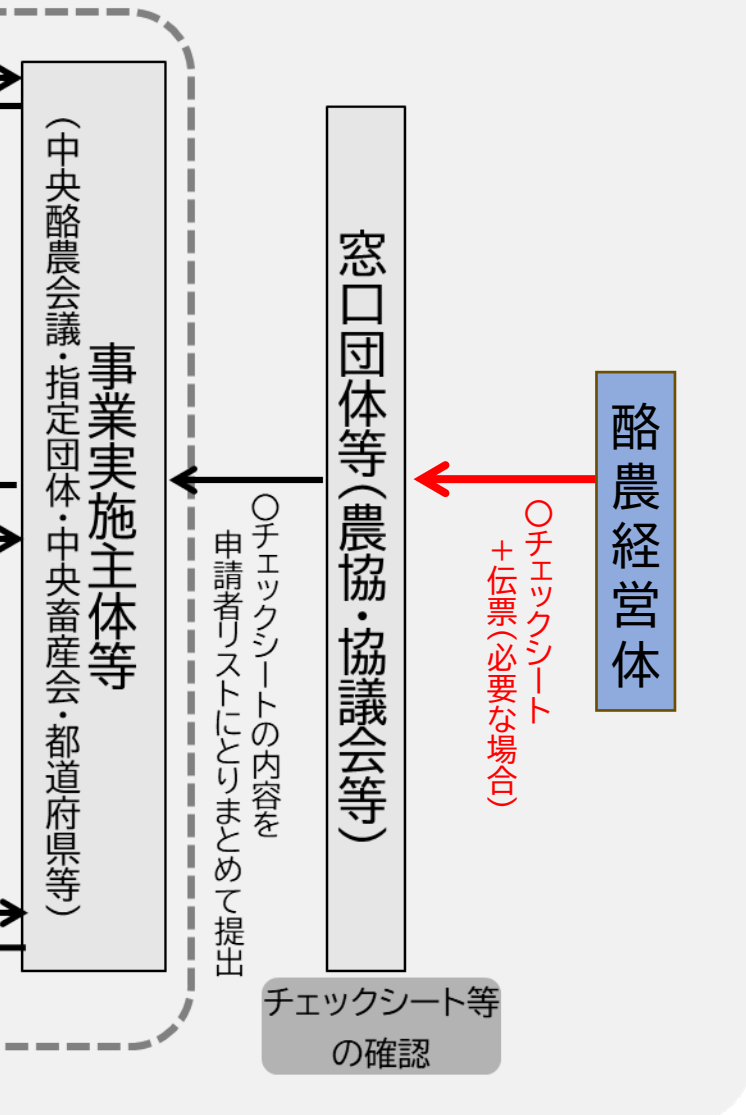


- 生産者の方は**P29**へ
- 窓口団体(農協・協議会等)の方は**P35**へ
- 事業実施主体の方は**P37**へ

補助事業申請時に必要な手続き(酪農経営体)

状況を確認

補助事業上の手続き



酪農経営体

- 1 「チェックシート」に必要事項を記入し、補助事業の窓口団体等(単位農協・協議会等)に提出してください。
次のページでチェックシートの記載例を説明します
- 2 窓口団体等から、「確認資料」の全て又は一部を提出するよう求めがあった場合、その資料を提出してください。
【確認資料】
 - ①生乳の生産量
 - ②自ら取引した数量
 - ③経産牛頭数が分かる資料
 - ④全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる資料

➡ この資料提出依頼を拒否した場合、要件を満たしていないと判断されます

(窓口団体向け)

拠出実績は「拠出者リスト」及び「申請者リスト」に基づき確認するため、農林水産省や事業実施主体等から求めがない限り、確認資料の提出を求める必要ありません。

【表面】

生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート(様式例)

1 申請者(酪農経営体)の情報

ア 申請年月日	令和8年5月〇日
イ 申請する補助事業名	○△×□事業 ①
ウ 個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	0123456789 ②
エ 申請者名(法人の場合は法人名を記載)	農林 太郎 ③
オ 代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
カ 郵便番号	100-8950 ④
キ 住所 (複数牧場がある場合には代表の住所を記載)	東京都千代田区霞が関1丁目2番 1号 ⑤

拠出実績のデータと突合するために必要な情報です。誤った内容で記載した場合、拠出金の納付状況の確認を正確に行うことができず、要件を満たしていないと判断される場合がありますのでご注意ください。なお、チェックシートは、事業によっては異なる場合があります。

- ① 対象となる補助事業名を記載してください(正式名称でなくても問題ありませんが、判別できる事業名を記載してください。畜産クラスター事業については施設整備事業か機械導入事業か区別して記載してください。)
- ② 半角10桁で記載してください。
- ③ 姓と名の間は全角スペースを入れて下さい。株式会社、有限会社などは(株)(有)などと略さないでください。
- ④ 半角英数字、ハイフンありで記載してください。
- ⑤ 都道府県名から記載してください。数字は「全角」のアラビア数字としてください。

【表面】

ク 経産牛飼養頭数 (令和7年12月末)	60頭 ①
ケ 別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる月の全取引乳量 (令和7年12月分) ②	50,000kg

別表：補助金の申請を行う月ごとの拋出金の実績の確認を行う期間及び全取引乳量を記入する対象となる月

補助事業の申請を行う月	対象期間	全取引乳量を記入する対象となる月
4月から6月まで	前年1月から前年12月まで	前年12月
7月から9月まで	前年4月から当年3月まで	当年3月
10月から12月まで	前年7月から当年6月まで	当年6月
1月から3月まで	前々年10月から前年9月まで	前年9月

注：令和8年1月から3月までに申請を行う場合には、令和7年10月分の全取引乳量を記入すること。

拋出実績のデータと**突合するために必要な情報**です。誤った内容で記載した場合、**拋出金の納付状況の確認を正確に行うことができず、要件を満たしていないと判断される場合があります**のでご注意ください。

- ① 原則、ケで記入する対象となる月の末時点**での経産牛飼養頭数を記入してください。
※事業により異なる場合があります。
- ② 補助事業の申請を行う月により、記入の対象となる月が異なります。**

チェックシート中の別表（右図オレンジ枠）を参照し、補助事業の申請を行う月に対応した対象となる月の全取引乳量※を記入してください。

例えば、令和8年5月に事業申請する場合は、令和7年12月の全取引乳量を記入してください。

なお、複数牧場がある場合は、合計値を記載してください。

(※) 全取引乳量は16頁の説明のとおり

【指定団体のみに出荷している場合】

2 生産した生乳の取引先

コ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ 指定生乳生産者団体以外の事業者[※]に全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ **2**

ス 自家加工等[※]に全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません

1 指定団体のみに出荷している場合、**ここだけにチェック**してください。

2 指定団体のみに出荷している場合、この欄は**使用**しません。

3 自家加工等に取り組んでいる場合は**チェック**してください。

【複数の事業者に出荷している場合】 (記載例は指定団体とそれ以外の事業者へ出荷している場合)

2 生産した生乳の取引先

コ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ 指定生乳生産者団体以外の事業者[※]に全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ **2** ○○農業協同組合連合会、株式会社クロコン、株式会社ノースイ

ス 自家加工等[※]に全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません

1 指定生乳生産者団体とそれ以外の事業者の**両方**に出荷している場合、**「コ」と「サ」**にチェックしてください。

2 出荷先を、**指定団体も含めてすべて**記載してください。

3 自家加工等に取り組んでいる場合は**チェック**してください。

※地域の六次産業化の取組による生乳販売は、「サ」及び「シ」の取引先事業者[※]に含めず、「ス」自家加工等にのみ含めてください。

「**拠出実績**」のクロコンのチェックシート（対象補助事業①～⑩）

【裏面】

3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）

セ ① 畜産局長が認定した生乳需給安定化事業に対して、当該事業を運営管理する認定運営団体等が定める単価や拠出方法等に従い、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる対象期間*の自らの全取引乳量（複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計）に応じた拠出金の納付を行いました。

※ 令和8年1月から3月までに申請を行う場合には令和7年10月。令和8年4月から12月までに申請を行う場合には令和7年10月から別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる全取引乳量を記入する対象となる月までの期間

ソ ② 以下の（1）～（3）の内容について、同意します。

（1）農林水産省や（独）農畜産業振興機構、地方公共団体・団体・事業者（同機構が実施する補助事業に限る。）であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数が分かる資料、全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる伝票（乳代精算書、領収書、請求書等）を提出すること。

（2）農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること。
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲において本チェックシートで申告された情報を利用すること。
- ③ 生乳需給安定化事業を運営管理する認定運営団体等やこの団体等に拠出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して拠出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること。

（3）生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うこと。

① 拠出金の納付を行っているか、確認事項の記載内容を申請者自身で確認した上でチェックしてください。
 なお、事業者が生産者に代わって拠出金を負担している場合であって、その負担されている分について確認できる場合には、ここにチェックしても問題ありません。

② 内容を申請者自身で確認した上で、チェックしてください。

（1）については、要件を満たすか確認するために、申請者に拠出金の納付状況を確認するための資料を求めることがあり、これに応じいただく旨を同意していただくものです。

（2）については、生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲において、提出いただく個人情報を取得・利用することについて、同意していただくものです。

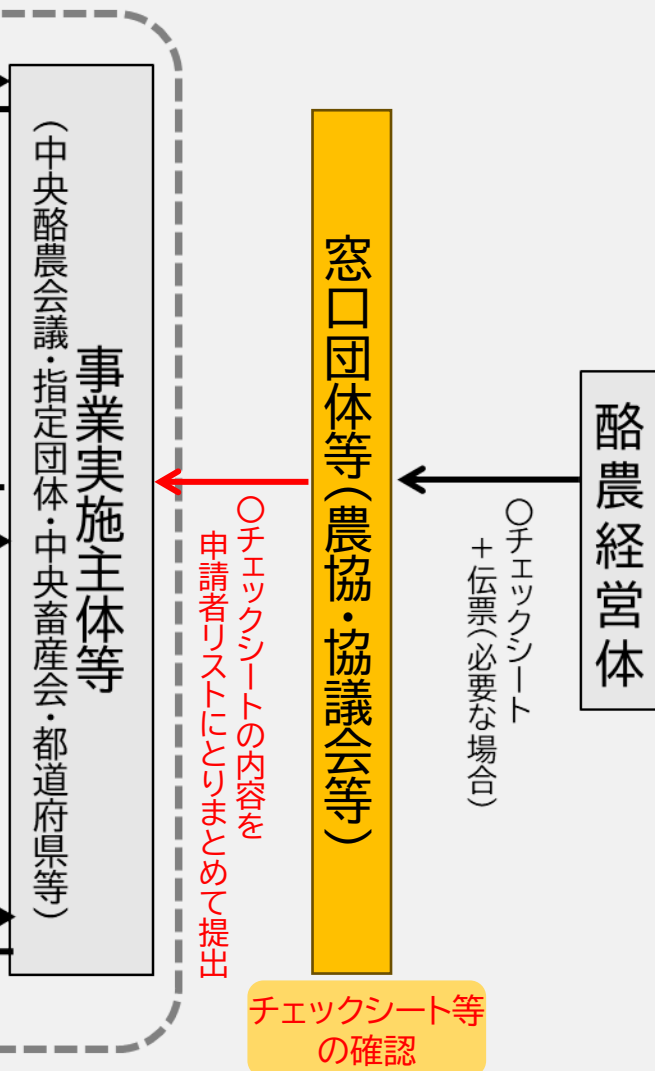
（3）については、生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件を満たしていない場合、補助金の交付要件を満たしていないこととなり、その結果として補助金の返還となる場合があることを承知していただくものです。

チェックリストの内容は補助事業の申請様式の一部となっている場合があります

補助事業申請時に必要な手続き(窓口団体等)

補助事業上の手続き

記を確認



窓口団体等(農協・協議会等)

- 酪農経営体から提出された「チェックシート」について、
 - 必要事項の記入
 - 確認事項への同意がなされているかを確認してください
- 「チェックシート」の内容をとりまとめた申請者リストを作成し、事業実施主体等に提出してください
- 必要に応じて酪農経営体に確認資料の提出を求め、「チェックシート」の申告内容が正しいかを確認してください
【確認資料】
 - 生乳の生産量
 - 自ら取引した数量
 - 経産牛頭数が分かる資料
 - 全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる資料(注) 拠出実績は原則、拠出者リスト及び申請者リストに基づき確認するため、農林水産省や事業実施主体等から求めがない限り、確認資料の提出を求めする必要はありません。

補助事業申請時に必要な手続き(窓口団体等)

- ・ 申請者リストの様式は、事業によっては異なる場合があります。
- ・ 様式については、事業実施主体等の指示に従って取りまとめをお願いします。

申請者リストのイメージ①

生産者No.	申請年月日	申請する補助事業名	牛の個体識別システム農家コード(10桁)	生産者氏名(法人の場合は会社名)	その他取引先の有無	郵便番号	都道府県	市町村	市町村以下の住所	経産牛飼養頭数(頭)	補助事業申請月の3か月前の全取引乳量(kg)	確認事項への同意
記入例	R〇.〇. 〇	〇△×□事業	0123456789	農林 太郎	無	100-8950	東京都	千代田区	霞ヶ関1丁目2番1号	60	50,000	○
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

申請者リストのイメージ②

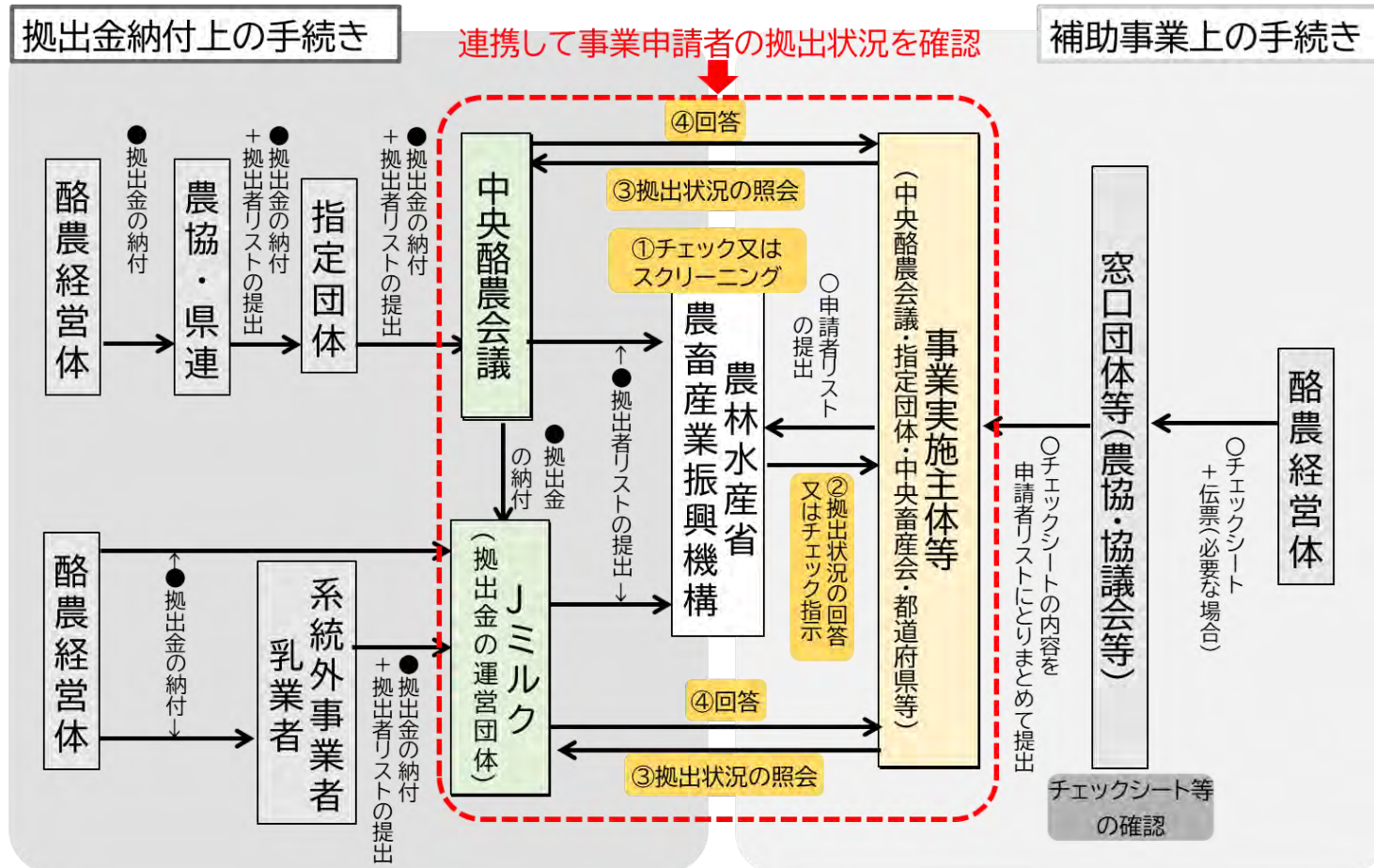
0 ○○事業のシステムに登録されている情報				1 申請者の情報				2 生産した生乳の取引先			3 提出金の納付及び同意		
県コード	協議会コード	協議会名	取組主体コード	取組主体名(エ)	個体識別農家コード(ウ)	郵便番号(カ)	経産牛飼養頭数(ク)	全乳取引量(kg)(ケ)	コ	サ	ス	取引事業者名(シ)	(セ・ソ)
この情報は変更しないこと					半角で入力 (複数の場合は全角「,」で区切る)	半角で入力	R●年●月末の頭数を半角で入力	R●年●月分の全取引乳量を半角で入力	該当する全ての項目で●を選択			サを選択した場合は、取引事業者名を全て記入(複数の場合は「,」で区切る)	●を選択(セ、ソの両方が●でない場合は要望不可)
					xxxxxxxxxx	xxx-xxxx	30	300,000	●	●		株式会社〇〇〇〇	●

Ⅲ－３ 抛出実績の突合



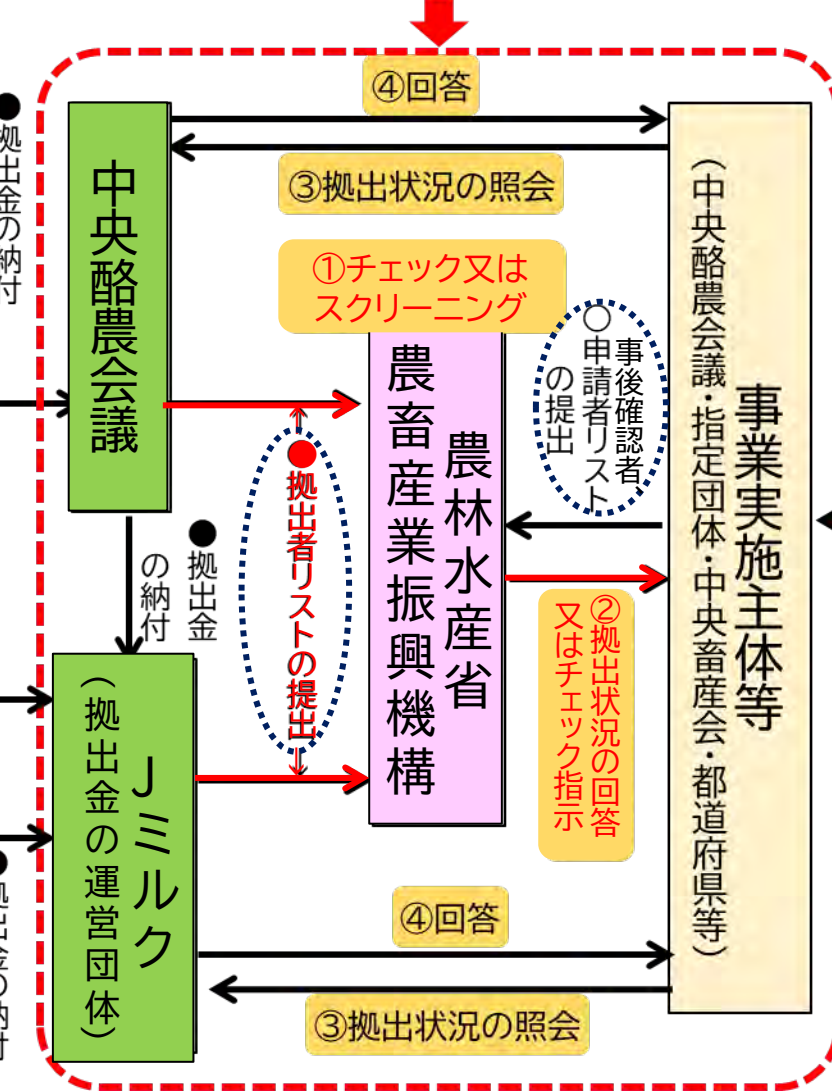
申請者の拠出実績の確認

- 事業に申請した酪農経営体が、全ての取引乳量に対し拠出金を納付していることを関係団体と連携の上、拠出実績のリストと補助金申請のリストを突合して確認します。



事業申請者、事後確認者の拠出状況の確認方法

連携して事業申請者の拠出状況を確認



中央酪農会議

Jミルク

1 拠出者リストを農水省及びALICに提出

事業実施主体等

1 申請者リストを農水省及びALICに提出

農水省及びALIC

- 申請者リストと拠出者リストを突合
→ 酪農経営体の全ての取引乳量に対する拠出状況をチェック(①)
- 全ての取引乳量に対する拠出金の納付を確認できない酪農経営体があった場合など
→ 事業実施主体等へ、当該酪農経営体の拠出状況のチェックを指示(②)(※農水省及びALICから直接中央酪農会議、Jミルクに確認する場合もある)

※③、④については状況に応じて実施

➡ 拠出実績を確認できない場合には交付しない
(補助金申請後の確認については補助金の返還を求める)

◆ 農林水産省畜産局牛乳乳製品課の特設ページ

URL: <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>



◆ 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るお問い合わせ窓口

URL: https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/kurokon_madoguchi.html

